

# Vintage Camera Auction 会員規約

この Vintage Camera Auction 会員規約(以下「本規約」といいます。)は、Vintage Camera Auction(以下「VCA」といいます。)が会員との間に定める規約です。登録した会員(以下「VCA 会員」といいます。)には、本規約に従って VCA が開催するオークション市場をご利用いただきます。

## 第 1 条(適用)

本規約は、会員と VCA との間の VCA オークション市場の利用に関わる一切の関係に適用されるものとする。

## 第 2 条(会員)

VCA 運営局に所定の入会申込書等において、本規約と別途定める運営規程を承認の上、VCA 運営局が審査の上入会を承認した方を本会員という。本会員は、本規約と運営規程を順守し、当オークションへの公正な出品・落札を行うものとする。

## 第 3 条(会員登録)

1. 登録手続きの際には、所定の入会申込書等に必要事項を記入し、VCA 運営局が要請する書類を提出する。また、入会費¥30,000(税込)を銀行振込にて所定の口座へ入金する。運営局がこれを承認し、入会費の入金確認することによって、会員登録が完了するものとする。
2. VCA 運営局は、会員登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、会員登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
  - (1) 会員登録の申請に際して虚偽の内容を提出した場合
  - (2) 本規約や別途定める運営規程に違反したことがある者からの申請である場合

- (3) その他、VCA が会員登録を相当でないと判断した場合

#### 第 4 条(禁止事項)

会員は、以下の行為をしてはならない。

1. 会員以外の者をオークションへ参加させること。
2. 下見日を含む、当オークション開催期間中に VCA を介さずに会員間で直接の取引や決済を行うこと。
3. 不正品・盗難品・遺失物及び、その疑いがある物を出品すること。
4. 他の会員に成りすます行為
5. 当市場運営を妨害する恐れのある行為
6. その他、当運営局が不適切と判断する行為。

#### 第 5 条(退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、所定の方法により退会を申し出ることができる。この場合、会員は当運営局に対し書面にて届けるものとし、当運営局が書面を受理した日をもって退会できるものとする。但し、会員に決済未完了の商材取引、当運営局に対する債務などが存在する場合は、退会の受理を留保することができ、この場合退会は認めない。
2. 下記事由に該当した場合、会員資格の喪失となる。
  - (1) 会員に法定や本規約や別途定める運営規約に違反する行為があった場合。
  - (2) 会員が当オークション会場で不正行為をした場合。
  - (3) 会員登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - (4) 暴力的な言動や、法的な責任を超えた不当な要求行為があった場合。
  - (5) 銀行取引停止処分を受けた場合。
  - (6) 破産・民事再生、または会社更生等の事由が認められた場合。
  - (7) 信用の悪化など、上記各号に類する相当の事由が認められた場合。
  - (8) その他、当運営局が適当でないと判断した場合
3. 当運営局は、本条に基づき当運営局が行った行為により、会員に生じた損害について、一切の責任を負わない。

## 第 6 条(反社会的勢力の排除)

会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、役員・実質経営者が反社会的勢力であるもの、および反社会的勢力であったもの、その他これに準ずるもの(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

1. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
4. 反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関係を有すること。
5. 反社会的勢力であることを知りながら関係を有すること。
6. 役員または経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
7. 訪問買取に於いて、特定商法取引に違反して押し買い等をしていること。

## 第 7 条(違約行為と違約金)

1. 会員は、下見期間中および取引期間中に、以下の行為を行ってはならない。
  - (1) 出品物のすり替え、改変、毀損
  - (2) 他会員のなりすまし
  - (3) 出品物の盗難、無断持出し
  - (4) 取引相手・落札情報の不正取得または漏洩
  - (5) 入札・取引における通謀・談合
  - (6) その他、市場の公正な運営を妨げる行為

2. 前項違反が判明した場合、当市場は当該会員に対し、違約金として 50 万円または当該出品物の最高入札価格の 100%相当額のいずれか高い額を請求できるものとする。当該会員は、当該違約金を当市場からの請求書発行後 30 日以内に、当市場指定口座へ振り込むものとする。
3. 前項の違約金とは別に、違反者は、被害を受けた売主・買主・その他の関係者に対して実損害の賠償責任を負うものとする。
4. 違反者は、当市場の判断により、会員資格の停止または除名の処分を受けるものとする。除名された者は、除名後 5 年間は当市場への再入会を認めないものとする。
5. 当市場は、悪質な違反行為について、警察その他の捜査機関に対し被害届の提出または刑事告訴を行うことができる。
6. 違反の事実認定は、当市場が設置する調査委員会（または運営委員会）が行うものとし、当該会員に対しては事前に弁明の機会を与えるものとする。ただし、証拠が明白であり緊急の処分が必要な場合は、弁明の機会を事後に与えることができる。

## **第 8 条（個人情報の取扱い／不正行為発覚時の情報提供）**

1. 当市場は、会員に違約行為または不正取引が確認された場合、再発防止および被害拡大防止を目的として、以下の範囲で会員情報を第三者に提供することがある。

### **【提供先】**

- ・他の古物市場運営事業者
- ・日本古物市場連盟等の業界団体
- ・警察その他の捜査機関

### **【提供する情報】**

- ・会員氏名（または法人名・代表者名）
- ・古物商許可番号
- ・違反行為の内容および発生日
- ・市場の処分内容

### **【提供しない情報】**

- ・住所・電話番号・口座情報等の連絡先情報

- ・違反と無関係な取引履歴

#### 【提供の判断基準】

客観的な証拠により第7条の違反行為の事実が確認された場合に限り、当市場が必要と判断する範囲でのみ提供する。単なる疑いの段階や調査中の事案については、提供を行わない。

#### 【情報の保管期間】

提供した情報および違反記録は、最終違反の確定日から5年間保管するものとし、その期間経過後は遅滞なく削除する。

2. 本条に基づく情報提供は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第2号（人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合）に基づき行われるものであり、会員は入会時または本規約改定通知時に同意するものとする。
3. 会員は、本条に基づく情報提供を理由として、当市場に対し損害賠償その他の請求を行わないものとする。ただし、提供内容に誤りがあった場合は、当市場は速やかに訂正し、提供先に通知するものとする。

### 第9条(規約の改訂)

当運営局が必要と判断した場合には随時任意に改訂し、会員にはVCAのホームページ上、または書面郵送にて随時通知する。

### 附則

1. 本規約改定は、令和8年7月1日より施行する。
2. 施行日以降に当市場で行われる出品・入札・取引から、本改定後の規約を適用する。
3. 当市場は、法令の変更、業務上の必要性、または市場運営の健全化のため、本規約を改定することがあり、改定後の規約は施行日以降の取引から適用される。

2018年4月1日制定

2026年6月1日制定